15.7.13
362

六、経過概況

[illegible]

七、労働者総数 二人

八、争議参加数 九人

九、組合加盟員数 九人

十、組合干與状況

イ、指導組合

ロ、應援組合

ハ、主ナル指導者又ハ應援者

[illegible]

労働争議調査表

東京府西巣鴨町巣鴨宮仲二四五九
東京曲木家具工場
（ヒ）

一、発生月日 大正十五年六月十二日

二、解決月日 左 十五年六月廿六日

三、発生原因

経済界ノ不況ニヨリ先年来製品ノ売上頓ニ捗ラカラス遂ニ製産過剰ヲ呈セシカバ当工場ハ出力対策トシテ全般事業ヲ縮少シ衰作身ヲ減少スルト共ニ曩日数名ノ解雇ナシタリシカ今来従業員等ハ猶引続キタル営業ノ不振ヲ観望シテ何時力重ネテ解雇セラルヽ若アラシコトヲ豫想シ其場合ニ処スル不安ヲ除カント

四、要求事項

一、退職手当ノ制定

一ヶ年以上ノ在職者ハ 日給十五日分 二ヶ年以上ハ 日給廿五日分

三ヶ年以上ハ 日給廿二日分 四ヶ年以上ハ 日給四十二日分

五ヶ年以上ハ一ヶ月ヲ増ス毎ニ日給一日分ヲ十六年以上ハ一ヶ月ヲ増ス毎ニ日給一日半分ヲ加算ノコト